

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第144条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第144条第2項により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月29日

福岡法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和7年第7号
対象土地 久留米市津福本町字丸隈2202番
久留米市津福本町字丸隈2215番3
- 2 関係人の氏名又は名称
野村禎助
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定をした旨の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第144条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第144条第2項により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月29日

福岡法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和7年第9号
対象土地 久留米市津福本町字丸隈2202番
久留米市津福本町字丸隈2214番1
- 2 関係人の氏名又は名称
石橋仁太郎
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定をした旨の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 144 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 144 条第 2 項により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 6 月 29 日

福岡法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和 7 年第 10 号
対象土地 久留米市津福本町字丸隈 2202 番
久留米市津福本町字丸隈 2214 番 2
- 2 関係人の氏名又は名称
寺嶋忠太郎
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定をした旨の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。